

(5) 介護人材の確保と介護サービスの質の向上

地域包括ケアシステムの構築に向けた介護を支えるための人材の確保及び定着、高齢者等への適切な介護サービスを提供するためのサービスの質の維持・向上等の推進が必要です。

多様な介護人材の確保・育成

【現状と課題】

- ・ 介護職員の入職率は全産業よりも高い水準で推移しているものの、離職率も全産業より高い水準のため、今後増加が見込まれる介護ニーズに対応するためには、更なる人材確保が必要です。
- ・ また、生産年齢人口の減少等により、介護人材の確保がますます難しくなっている中、多様な人材の参入を促進する必要があります。
- ・ さらに、増加する介護ニーズに対応しながら、介護サービスの質の向上を図るためには、それぞれの事業者及び職員自身がその能力の向上に努めることが必要です。

【目指すべき方向】

- ・ 潜在的有資格者の掘り起こしを含めた多様な人材（高齢者や外国人を含む。）の参入を促進します。
- ・ 介護現場の職員等を対象とした資格取得のための研修や、それぞれの役割に応じた研修等を実施し、その能力の向上を支援します。

【個別施策】

福祉人材・研修センターによる取組み

- ・ 離職した介護福祉士等への再就職支援や、福祉人材無料職業紹介、就職セミナー等を実施します。

修学資金や再就職のための経費等の貸付け

- ・ 熊本県社会福祉協議会が実施する介護福祉士等の資格取得のための修学資金、介護職を離職した潜在的有資格者等の再就職のための経費等の貸付けを支援します。

介護現場における高齢者の就労促進

- ・ 高齢者の希望、能力に応じ、介護現場における高齢者の就労を促進します。

外国人介護人材の受入推進

- ・ 介護福祉士を目指す留学生等が介護福祉士の国家試験に合格できるよう学習支援を行うとともに、介護分野で働く技能実習生等が円滑に就労できるよう支援します。

宿舎施設の整備

- ・外国人を含む新規人材の参入を促進するため、宿舎の整備を支援します。

介護職のイメージアップのための広報・啓発

- ・広く県民に対し介護職の魅力や専門性等をPRするため、「介護の日」イベント等を通じて、介護職員自らが誇りを持って介護の魅力を伝える「K A i G O P R i D E」による啓発活動等を実施します。
- ・介護の体験・調査学習を通じて、小中学生に介護の魅力を伝える「学校現場への働きかけ」を福祉高校等と連携して実施します。

介護職員のキャリアアップ支援

- ・介護の専門性を高めることで職員の定着を図るため、認知症、医療的ケア等に係る各種研修（認知症対応力の向上、介護職員へのたんの吸引等の研修等）を実施します。

介護支援専門員に対する研修

- ・介護支援専門員が利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントが実践できるよう、法定研修や法定研修の講師養成研修を実施します。

介護人材確保・定着に向けた関係機関との連携の推進

- ・行政、事業者団体、養成機関等の関係機関による「熊本県介護人材確保対策推進協議会」を開催し、人材確保に係る課題や取組みについての情報共有、連携可能な取組み等について意見交換を行い、制度・事業の有効活用等を検証します。

介護現場の負担軽減と定着促進（ ）

【現状と課題】

- ・高齢化の進展や生産年齢人口の減少等により、介護人材の確保が困難となる状況下においても、質の高いサービスを維持していくためには、業務の洗い出しや新たな技術の活用など、更なる業務の効率化に取り組む必要があります。
- ・また、介護現場の負担を軽減し、働きやすい職場づくりを進め、介護現場で働く職員の定着を図る必要があります。

【目指すべき方向】

- ・介護ロボット・ICTの導入支援や、介護助手（介護アシスタント）の活用促進等により、介護現場の負担軽減や業務効率化の取組みを進めます。
- ・就労環境の改善を行うことにより、介護職員の定着を促進します。

厚生労働省により、毎年11月11日は「介護の日」と定められています。熊本県では、県内の介護関連団体や教育機関等の12団体で構成される「介護の日 in くまもと実行委員会」が中心となり、開催しています。

【個別施策】

介護ロボット・ICTの導入支援

- ・介護職員の身体的・心理的負担の軽減や、介護現場の業務効率化につながる介護ロボット・ICTの導入等を支援します。

介護助手（介護アシスタント）の導入支援

- ・介護現場における清掃や配膳等の周辺の業務を担う介護助手（介護アシスタント）の導入を支援するとともに、介護助手（介護アシスタント）業務への高齢者等の就労を促進します。

文書作成等に係る負担軽減の推進

- ・国が示す方針に基づく個々の申請様式、添付書類及び手続きに関する簡素化や様式例の活用による標準化等を進めます。

エルダー・メンター制度 導入支援

- ・ストレスを抱える介護職員等を支援するため、エルダー・メンター制度の導入支援や電話相談等によるサポートを行います。

介護職員の処遇改善の推進

- ・介護サービス事業所・施設に対し、介護職員のキャリアパスや資質の向上、職場環境の改善等を要件とした介護職員処遇改善加算及び経験・技能のある介護職員に重点化した介護職員等特定処遇改善加算の取得を促進します。

小規模法人によるネットワークづくりへの支援

- ・複数の小規模な社会福祉法人等が参画するネットワークづくりや、参画法人による合同研修や人事交流等の取組みを支援します。

市町村と連携した指導・監査等の充実

【現状と課題】

- ・介護サービス事業所・施設の業務の健全性を確保するためには、介護サービス事業所・施設に対して適切に指導を行っていくことが必要です。

【目指すべき方向】

- ・制度の周知を目的とした全ての介護サービス事業所・施設に対する集団指導の実施、適正な事業運営を目的とした新規指定事業所に対する実地指導を実施していきます。また、市町村、熊本県国民健康保険団体連合会との連携を強化し、迅速かつ適正な指導や監査を実施していきます。

【個別施策】

社会福祉法人及び社会福祉施設への指導・監査

エルダー制度とは、先輩職員が教育係（エルダー）となり、新入社員に対する実技指導や職場生活上の相談役を担う制度。また、メンター制度とは、配属部署の上司とは別の先輩職員が新入職員をサポートする制度。

- ・社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営が確保され、利用者に対する介護サービスが充実することを目的として、これらに対する定期的な指導監査を実施します。

介護サービス事業所・施設への指導・監査

- ・介護保険法の理解促進及び不適切な運営や介護報酬の不正請求の防止等を図るため、県内の全ての事業所を対象とした集団指導及び個別の事業所を対象とした実地指導を実施します。
- ・指定基準違反、不正請求やその疑いがあると認められる場合は、関係市町村や熊本県国民健康保険団体連合会とも十分な連携を図りながら、迅速かつ適正に監査を実施します。

有料老人ホーム等への立入検査等【再掲】

- ・有料老人ホーム設置に係る事前協議等を通じ、入居者への事前説明や安全対策等の徹底に係る指導を行います。
- ・市町村と連携を図りながら、計画的な立入検査の実施、未届施設の把握と届出指導の実施等、県指導指針に基づく運営が行われるよう助言・指導を行うとともに、有料老人ホームの質の確保、向上のための研修を実施します。

介護サービス情報の公表推進

- ・高齢者やその家族が主体的に介護サービスを選択・比較できる手段として、インターネットを利用した介護サービス情報の公表に取り組みます。
- ・介護サービス事業所・施設に対して、集団指導等において制度の趣旨の周知を図るなど、介護サービス事業所・施設における介護サービス情報の公表を徹底します。

福祉サービス第三者評価の推進

- ・事業者に対する福祉サービス第三者評価の受審促進並びに評価調査者の養成研修及び継続研修を行います。

介護給付の適正化に向けた市町村支援

【現状と課題】

- ・今後の高齢化の進展を見据え、適切なサービスの確保と効率化を通じて介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度とするため、保険者である市町村を中心に介護給付の適正化に取り組んでいますが、小規模町村を中心に人員不足等により取組みに差があることから、市町村に対する支援が必要です。

【目指すべき方向】

- ・適正化の実施主体である市町村が、保険者機能の一環として自ら主体的に介

護給付適正化に取り組むことができるよう、関係団体と連携して人材の育成や市町村間の連携による実施体制の構築等の取組みを支援します。

【個別施策】

介護給付適正化の取組みへの支援等

- ・第5期介護給付適正化プログラムに基づき、人材育成に向けた研修等を実施するとともに、高齢者の自立支援のためのケアマネジメントを目的としたケアプラン点検、医療情報突合・縦覧点検について、熊本県介護支援専門員協会や熊本県国民健康保険団体連合会と連携して、市町村の支援を行います。